

今こそ地方税に納税者の権利を

岡山県商工団体連合会事務局長 福木実

いま、地方税の徴収・滞納処分のやり方が、あまりにもひどすぎるとい声、全国にあふれています。大阪では貸室業の男性が固定資産税を滞納し、市税事務所のきびしい取立てを苦に自殺するという痛ましい事件がおきました。

国税については、税務署を相手に納税の猶予などの「納税緩和措置」と通達などを活用して、政課を挙げてきましたが、地方税のほうは徴税職員に、法律の縛りがほとんどないかのような言動も多いのが現状です。総務省の「地方税の徴収対策の一層の推進について(07年3月27日)」は民間導入も、クレジットも、公売もどんどんやれとハッパをかけているような状況がありません。

岡山県でも、県税(法人県民税、法人事業税、個人事業税、自動車税など)の滞納に対する徴収の強化が現れています。以下に、近年県下の民主商工会員に対して行われたひどい取立てに付いて報告します。

1. 倉敷民商会員に対する普通預金(給与)差し押さえ事件(倉敷県民局に対する要望書より)

2009年7月25日、事業税の滞納者が生活費である給与全額17万円を県民局によって奪い取られるという事件がありました。この事件について、県当局は「預金通帳に振り込まれた時点で給与は差押禁止債権の性格を失っている」として生活が困窮しようが容赦なく滞納処理をすることを表明しました。この「人殺しの論理」とも言える考え方について以下の点で間違いがあるので是正し、奪い去った給与については直

ちに返還することを求めました。

①平成10年2月10日最高裁第3小法廷判決は、金融機関が年金受給者に対して支給された国民年金と労災保険を貸付金と相殺したことの可否を争ったものです。当事者は銀行と個人であって、行政行為を問題にした判決ではありません。したがって、これを今回のような行政行為に当てはめることは間違った類推解釈です。今後このようなことがないようこの判例を行政が採用することをやめていただきたいと申し入れました。

②「生活費を奪われては困る」という当事者の訴えに対して本件の担当者は「サラ金にでも借りればいいんじゃないですか」と発言しました。しかも、かなり侮蔑した態度だったといえます。県民局が県民に対して高利貸しに借金を薦めるなど言語道断です。

③以上の点で差し押さえた給与＝生活費の即時返還を求めました。県民局側の答弁は「督促を無視した悪質滞納者である」と言い、「差し押さえについては何ら違法性はない」と「人殺しの論理」だとは思わないことを表明しました。

2. 岡山民商会員に対する預金(売掛金)差し押さえ事件

①(事実認定)

2010年6月7日、岡山県備前県民局は預金残高1,174円の通帳に5月分の売掛金99万円余りが振り込まれた途端に774,779円の差押

を行いました。99万円余りのうち60万円余りは「外注費」として下請業者に支払ういわゆる”労務費“であります。

民商・全商連が2008年に行った国税庁との交渉によると滞納税金の差押は「生存権や財産権もあり、原則として生活費や仕入資金などの生存権的財産は守られなくてはならない」と明言しています。

本人は長引く不況の中で国税を1万円、市県民税を2万5千円、国保料を1万円、そして備前県民局に対して個人事業税を毎月2万4千円ずつ分割納付を続けてきました。最大限の支払の努力を続けてきて、苦しいときには、その都度経営状況を報告していたのです。しかし、2010年4月の分納がたった1回送れたことをもっていきなり差押を行ったことは著しく不当というべきです。

②備前県民局が事業税を滞納し分割払いを続けている会員の預金を差し押さえました。岡山県税務課の担当者に対して不当性を訴えましたが、異議があれば、不服申し立てをしてくださいと居直るばかりでした。

・2010年6月7日に県税に747,779円の

差押を受けていた会員の異議申し立てを7月30日に提出していたが9月27日に県より棄却するとの答弁書が届きました。

・同年11月12日、差押の審査請求で、本人を含めて5人で口頭意見陳述を行いました。

・2011年2月に岡山県備前県民局より、再弁明書が届きました。

・同年4月、本人からの申し出があり、審査請求を取り下げました。

3. 生存権、憲法25条を活かした納税制度を

今後の方向としては、生存権、憲法25条をいかに生かしていくかということです。滞納者、納税者側から見ても、徴収する側から見ても重視しなければなりません。公務労働というものは、もともと生存権を以下に確立していくかという国、自治体の義務を実現する為にある仕事といえます。だからこそ今、この滞納問題をきっかけに税制全般を考えていき、そこから生存権をいかに膨らませていくかというのが一番重要なことだと思います。

3 年度別整理状況

(単位:件、千円)

年度	収税職員数 (A) 人	調定件数 (B)	滞納処分票 受入累計		(C) (B) %	滞納処分票 整理累計		(D)の内訳						対件数	
			件数 (C)	税額		件数	税額	現金納付		委託納付		その他		1人当たり 受入 (C) (A)	整理率 (D) (C) %
								件数	税額	件数	税額	件数	税額		
17	72	175,530	23,015	3,614,502	13.1	15,481	2,606,341	10,120	1,080,823	50	99,145	5,311	1,426,373	320	67.3
18	(3) 71	177,860	22,203	3,135,332	12.5	14,726	2,299,866	10,279	1,075,893	26	44,643	4,421	1,179,330	313	66.3
19	(3) 71	175,782	20,848	2,694,061	11.9	14,115	1,939,973	9,839	1,088,708	8	1,728	4,268	849,537	294	67.7
20	(3) 71	174,387	20,072	2,463,758	11.5	13,374	1,807,835	9,284	988,786	26	1,950	4,064	817,099	283	66.6
21	72	158,154	18,760	1,999,085	11.9	13,286	1,591,609	8,954	840,521	9	2,325	4,323	748,763	261	70.8

(注) 1 収税職員数は、課長を除いた年度末現在の職員数である。

2 調定数は、滞納繰越分を含む。

3 滞納処分票整理累計は、生カード以外の滞納処分票の累計である。

4 自動車税、自動車取得税、地方消費税、県たばこ税、狩猟税を除く。

5 収税職員数(A)欄の()内は、個人住民税徴収対策担当者で別掲。